申告会場・目程

お住まいの地域による会場指定は行っていません。 どこの会場でもすべての市民の方の申告相談を受け 付けます。

月日	会場	社福祉センター (2階レクリエーション室)	滝野図書館 (3階会議場)	東条庁舎 (2階204会議室)
2 月	18日(月)	0	_	_
	19日(火)	(夜間相談あり)	_	_
	20日(水)		1	_
	21日(木)	\circ	1	_
	22日(金)	0	_	_
	24日(日)	\bigcirc (9:00 \sim 15:00)	_	_
	25日(月)	0	_	_
	26日(火)	○(夜間相談あり)	(夜間相談あり)	_
	27日(水)	0	0	_
	28日(木)	0	\circ	_
3 月	1日(金)	0	_	_
	4日(月)	0	_	_
	5日(火)	○(夜間相談あり)	_	(夜間相談あり)
	6日(水)	0	_	0
	7日(木)	0	_	0
	8日(金)	0		_
	11日(月)	0	_	_
	12日(火)	○(夜間相談あり)	_	_
	13日(水)	0	_	_
	14日(木)	0	_	_
	15日(金)	0	_	_

受付時間 9:00~16:30 ※2月24日(日)は9:00から15:00まで

市が行う申告相談内容

主に給与所得者および年金受給者に係る申告 のほか、白色申告者(おおむね事業等所得300 万円未満の方)および住民税申告の必要な方が 対象となります。それ以外の方は、税務署で確 定申告していただきますようお願いします。

※市で申告相談できない内容

高額な事業所得、譲渡所得、青色申告、雑損 控除に係るもの、損失の繰越に係るもの等

- ①正午から13:00までは、申告書整理事務のた め受付を中断します。ご協力をお願いします。 ②申告期間中の火曜日に開設している会場では
- 17:30から19:00までの夜間についても申告相 談を行います。
- ③2月24日(日)は、社福祉センター会場で申告相 談を行います。(受付時間は9:00から15:00ま でですのでご注意ください)

さぁノネットで申告 图 EBJ Ue-Tax

★e-Taxで確定申告を! ~自宅のパソコンで~

国税庁ホームページ

(http://www.e-tax.nta.go.jp) の「確定申告書作成コーナー」 で、国税電子申告・納税システ ム (e-Tax) を利用して確定申 告を行うと、最高3.000円の税 額控除を受けることができ(こ れまでに適用を受けた方は対 象外)、源泉徴収票などの提出 を省略することができます。

また、電子申告 (e-Tax) 以 外に、必要項目を入力するこ とにより確定申告書が作成で き、申告書を印刷してそのま ま郵送等により提出できるコ ーナーもありますので、ご利 用ください。

介護保険の認定と障害者控除の適用

身体障害手帳および療育手帳の交付を受けていない方でも、介護 保険法の規定による要介護認定を受けている65歳以上の方で、申請 により、市(高齢介護課)において障害者に準ずる認定(障害者控 除対象認定書)を受けた場合は、所得税法上の障害者控除の対象と なります。くわしくは高齢介護課までお問い合わせください。

- **●「障害者」に準じる方**…要介護1~3で重度の認知症がある方
- ●「特別障害者」に準じる方···要介護 4~5 で継続的に寝たきり状態に ある方または重度の認知症がある方

申請・問い合わせ

福祉部高齢介護課(ラポートやしろ) **☎**43-0440 ※申請は、各庁舎窓口センターでも可能です。

税理士による無料申告相談

2月28日(木)、3月1日(金) 所 加東市商工会 本所

※開設時間は、9:30~12:00、13:00~16:00です。 ※営業・農業所得等の収支計算に係る申告相談など、お気軽にご利 用ください。(不動産譲渡・贈与税・相続税の申告は除きます)

問い合わせ 社税務署 ☎42-0223

所得税・住民税の申告は 2月18日(月)から3月15日(金)まで

平成24年分の所得税の確定申告と、平成25年度の住民税の申告を受け 付けます。期間内に正しく申告してください。

(所得税がかから

な

生命保険・地震保険などの保金諸控除の証明書(国民年金年間の収支内訳書

が、方

所得金額

品額を超えない。 の合計額が下

領を超えない場合の合計額が所得控

問い合わせ 総務部税務課(社庁舎)

☎43-0396·0397

調整を受けなかった。円を超える方

た方

②給与所得者および ①申告者の印鑑(割

び年金受給

(認印)

③事業所得

(営業・農業所得)

票

(原本)

または不動産所得の場合は

①自営業、農業などの事業かも含む)

②土地、建物などの譲渡によ ③土地、建物などの譲渡によ の主も、企業をは のは、のでは、 のでは、 のでは ●年金収入金額が4 ⑤年金受給者で、次 ⑤年金受給者で、次 年金収入金額 を超える方 額が20万円を超えるよい下で、年金以入金額が40cm 損害保険の満期返 () 0 方所 0万円 得金

確定申告は不要ですが、次の 事項に該当する場合は、住民 利申告が必要です。 ②公的年金収入金額が、次の を額を超える場合で、源泉 金額を超える場合で、源泉 金額を超える場合で、源泉 金額を超える場合で、源泉 ●65歳未満の方(昭和23年)

伸告が

額が

場合が、

①給与収入金額が2,00 ①給与収入金額が2,00 所以上から給与を受けて 所以上から給与を受けて

て 2 0

は、事前 0 に次の準備をしてかの計算や事業収支等

義の振込先ので う還付申告の場へ 1の場合は、 預貯金通帳

●は民票(初年のみ) ●は民票(初年のみ) ●は民票(初年のみ) 年のみ) 年のみ) 年のみ) 年のみ) 年のみ) 年のみ) 年のみ) 年のみ)

医療費控除の計算方法

平成24年中に 支払った医療費

保険等で補てん される金額

負担した医療費



10万円または所得金額の合計額の 5%のいずれか少ないほうの金額

医療費控除額(最高200万円)

※医療費控除額は、所得から控除する額であり、お返しする 金額ではありません。

ることがありますので、期限内に正しく申告してください。する税額を納めるだけでなく、加算税や延滞税を徴収されては、その過不足を精算することになります。には、その過不足を精算することになります。には、その過不足を精算することになります。の所得を合計し、確定させた所得金額に対する税額を算出の所得を合計し、確定させた所得金額に対する税額を算出毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべて

③給与収入金額が ●65歳以上の方(昭和23年1 1年1日以前に生まれた方) 1年1日以前に生まれた方) に変更がある方

行ったことになります。 方は、同時に住民税申告を ※所得税の確定申告をされた 記載された所得控除の内容える場合で、源泉徴収票に30給与収入金額が93万円を超 に影響する場合があります) (住民税額